

## 「ちばぎん結婚・子育て資金贈与専用口座」 ご利用のご案内

本預金にかかるお手続きや注意事項を記載しておりますので、

口座開設前に必ずお読みください。

○本預金は、2015年度税制改正における「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」（以下、「非課税措置」といいます。）の適用商品です。口座開設にあたり、当行と結婚・子育て資金管理特約を別途、締結していただきます。

○非課税措置の適用を受けるには、贈与者は直系尊属である必要があります。直系尊属とは、例えば贈与を受ける方（受贈者）の父母・祖父母・曾祖父母をいいます（したがって、伯父さまから甥御さまへの贈与等は対象となりません）。

○資金をお預け入れいただく日の属する年の前年における、受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合、2019年4月1日以降、新規または追加でお預け入れいただくことができません。

○本資料では、以下の表記としております。

- ・結婚・子育て資金を贈与する方（贈与者） ⇒ 祖父母さま等
- ・結婚・子育て資金の贈与を受ける方（受贈者） ⇒ お孫さま等

○お孫さま等が既に他の金融機関や当行の他の店舗に「結婚・子育て資金非課税申告書」をご提出されている場合、本預金のご利用いただけません（ただし、既に結婚・子育て資金管理特約が終了している場合を除きます）。複数のご契約をされた場合、最初の一つを除き課税対象となりますのでご注意ください。

○本預金にお預け入れできるのは、2021年3月31日までとなります。

## 1. 商品概要

項目	内容
商品名	「ちばぎん結婚・子育て資金贈与専用口座」
対象となる預金	普通預金 ※本預金はATM・マイアクセスでのお取引、口座振替でのお引出し及び振込でのお預け入れはお取扱いいたしません。 ※口座開設時に結婚・子育て資金管理特約を締結させていただきます。
適用金利	店頭表示金利（普通預金利率）
ご利用いただける方	祖父母さま等の直系尊属の方と書面にて贈与契約を締結している20歳以上50歳未満のお客さまで、資金のお預け入れをする日の属する年の前年における合計所得金額が1,000万円を超えていない方
最低お預け入れ額（預入単位）	10万円（1円単位）
お預け入れ限度額	1,000万円（利息は預入限度額に含みません）
お預け入れ期限	2021年3月31日まで
口座開設方法	当行の窓口で口座を開設していただけます。
お預け入れ方法	口座開設店の窓口で随時お預け入れいただけます。ただし、贈与契約日から2ヶ月以内であり、かつ、非課税措置の適用を受ける目的の資金に限定させていただきます。
お引き出し方法	当行の窓口で随時お引出しいただけます。口座開設店以外でも受付いたしますが、ATM、口座振替及びマイアクセスによるお引出しはお取扱いいたしません。
手数料	無料

## 2. 口座開設のお手続きに必要なもの

項目	ご留意点
お孫さま等のご本人確認書類（原本）	<p>個人番号カード、保険証、運転免許証、旅券、住民基本台帳カード（顔写真付）等</p> <p>※2016年1月より、本預金の口座開設に際しマイナンバーをご提示いただく必要がありますので、以下のいずれかの書類をご用意ください。</p> <p>①個人番号カード</p> <p>②通知カードまたは個人番号が記載された住民票の写し等（注）</p> <p>（注）顔写真付の本人確認書類であれば1種類、顔写真なしの本人確認書類であれば2種類を、合わせてご提示いただく必要があります。</p> <p>例：「通知カードと運転免許証」、「通知カードと保険証および住民票の写し」</p> <p>※お孫さま等が20歳未満または50歳以上の場合、本預金は作成できません。</p>
お孫さま等のご印鑑	<p>口座開設にあたり、<u>お届けいただくご印鑑</u>をご用意ください。</p>
戸籍謄本・住民票謄本等（原本）	<p>直系尊属からの贈与であることを確認させていただくため、<u>祖父母さま等がお孫さま等の直系尊属であることが確認できる戸籍謄本等の原本（発行後6か月以内）をそれぞれご提出いただきます。</u></p> <p>※戸籍謄本は、「筆頭者」の本籍地を管轄する「市役所」等にて取得できます。くわしい取得方法等につきましては、市役所等の戸籍担当窓口にてご確認いただきますようお願い致します。</p>
贈与契約書（原本）	<p>予め書面にて祖父母さま等とお孫さま等との間で贈与契約を締結していただき、<u>贈与契約書の原本をご提示いただきます（写しをとらせていただきます原本をお返しいたします）。</u></p> <p>※<u>贈与契約日から2か月以内に当行にお預け入れいただく必要がありますのでご注意ください。</u>なお、「贈与契約書」の書式は店頭又は当行ホームページにご用意しております。</p>
結婚・子育て資金非課税申告書（原本）	<p>非課税措置の適用を受ける金額（お預け入れ金額と同額である必要があります）等をお孫さま等に記載していただきます。</p> <p>記載していただいた申告書は、当行より税務署に提出いたします。用紙は店頭にご用意しております。また、国税庁のホームページからダウンロードすることもできます。</p> <p>※非課税となる結婚・子育て資金の上限は1,000万円までとなりますが、結婚関係費用については上記1,000万円の範囲内で最大300万円までとなります。詳しくは後記4又は内閣府作成の「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について」をご参照ください。</p> <p>※内閣府ホームページ  <a href="http://www8.cao.go.jp/shoushi/budget/zouyozei.html">http://www8.cao.go.jp/shoushi/budget/zouyozei.html</a></p>

所得証明書類	<p>お孫さま等が、お預け入れをする日の属する年の前年において、他のご家族等の扶養親族に入っておらず、収入があり、合計所得金額が 1,000 万円以下の場合、所得証明書類をご用意ください（1,000 万円を超える場合はお預け入れができません）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所得証明書類：源泉徴収票、住民税決定通知書、住民税決定証明書、給与証明書、確定申告書控（給与所得以外の所得がある場合は、税務署受付印のある当該書類をお持ちください）、納税証明書等の中から1つ</li> </ul>
贈与資金	<p>贈与資金については、以下の方法等にて予めご用意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既に当行にあるお孫さま等の口座に予め入金していただき、口座開設日に本預金へ振り替えていただく場合、<u>お孫さま等が既に当行にお持ちの口座のお通帳とお届けのご印鑑をお持ちください。</u></li> <li>既に当行にある祖父母さま等の口座に予め入金していただき、口座開設日に本預金へ振り替えていただく場合、<u>祖父母さま等のお通帳とお届けのご印鑑をご用意いただき、祖父母さま等（ご本人）にもご来店いただきます。</u></li> </ul> <p><u>※本預金へ直接贈与資金をお振込みすることはできませんのでご注意ください。</u></p>

### 3. 口座開設手続き

①贈与契約のご締結及び必要書類等のご準備	<p>「2.」でご案内させていただいた通り、贈与契約のご締結と必要書類のご準備をお願いします。</p>
②ご来店	<p>お孫さま等にご来店いただきます。祖父母さま等の口座から本預金へ振り替える場合は、祖父母さま等（ご本人）にもご来店いただく必要がございます。</p>
③口座開設手続き	<p>「結婚・子育て資金非課税申告書」、「確認書」等の申込書類をご記入・ご捺印等していただき、お孫さま等のご名義で口座を開設致します。なお、口座開設時のご入金額は「贈与契約書」「結婚・子育て資金非課税申告書」の金額と同額とします。</p> <div style="border: 2px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; text-align: center;"> <p><b><u>贈与契約日から2か月以内に当行にお預け入れいただく必要があります。お預け入れ上限額は 1,000 万円ですのでご注意ください。</u></b></p> </div>
④通帳のお渡し	<p>通帳をお渡しして口座開設のお手続きは完了となります。          ※本預金はATM・マイアクセスでのお取引、口座振替でのお引出し及び振込でのお預け入れはお取扱いいたしません。</p>

※2021年3月31日までは追加のお預け入れも可能です（ただし、お預け入れ限度額は合計で1,000万円までとなります）。贈与契約書、お通帳、お届けのご印鑑、追加結婚・子育て資金非課税申告書、ご本人さま確認書類、マイナンバーの確認できる書類、所得証明書類（お孫さま等が、お預け入れをする日の属する年の前年において、他のご家族等の扶養親族に入っておらず、収入がある場合）等をご用意いただき、口座開設店の窓口にてお手続きができます。  
 口座開設店以外でのお取扱いはできませんのでご注意ください。

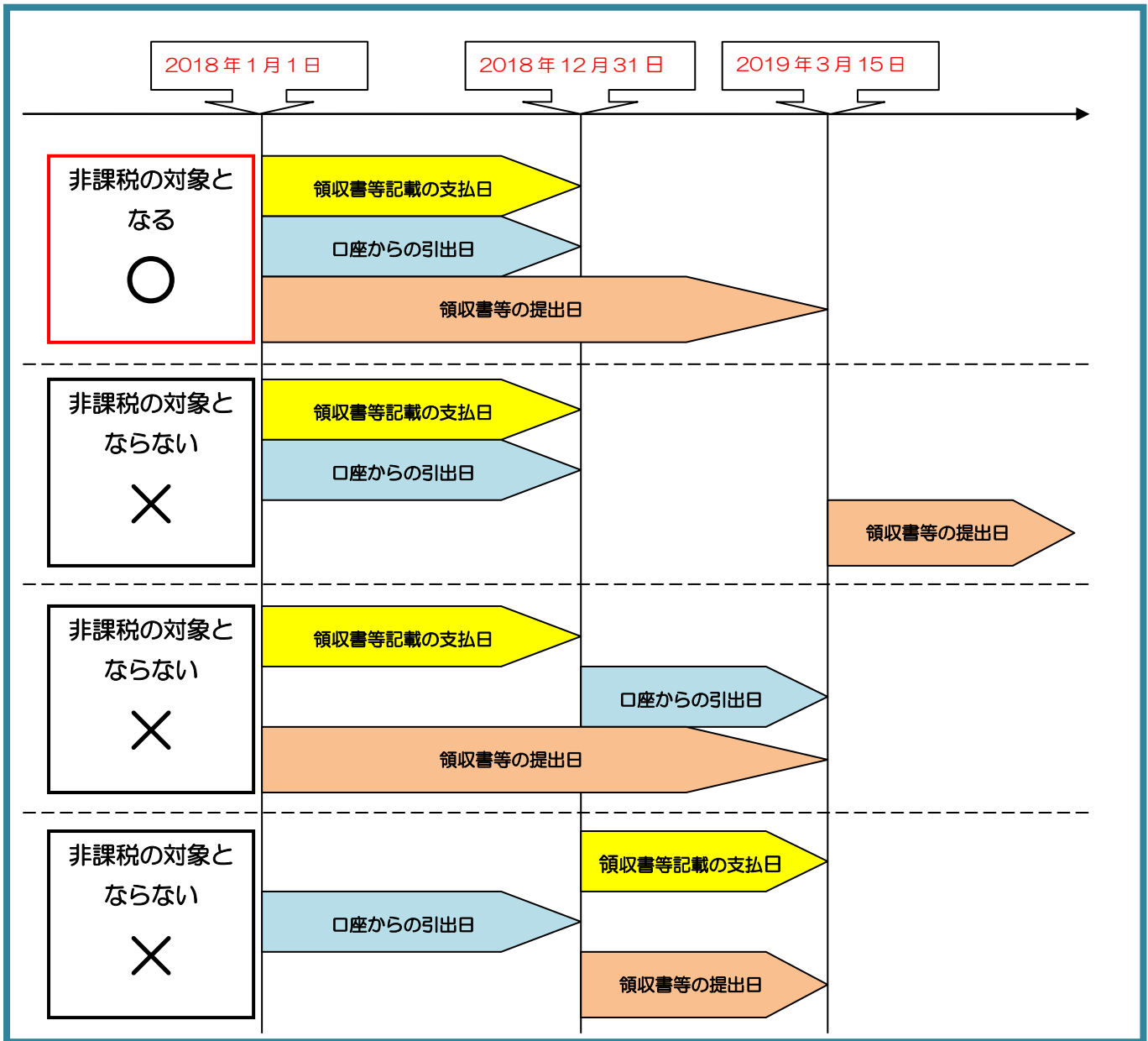
#### 4. お引出しと領収書等及び必要書類のご提出

お引出し方法は、次の①もしくは②となります。お孫さま等のご都合に合わせてご利用ください。

	① 結婚・子育て資金支払い後に本預金から引出し	② 本預金から引出し後に結婚・子育て資金支払い
	結婚・子育て資金の対象範囲は、7 頁から8頁掲載の「※非課税措置の対象となる結婚・子育て資金の範囲」をご参照ください。また、領収書等の種類及び必要記載事項等については、9 頁掲載の「※領収書等について」をご参照ください。	
お引出し方法	結婚・子育て資金を支払い後、当該領収書等を当行にご提出いただき、領収書等の金額を上限に引出す方法	本預金を引出した上で、結婚・子育て資金を支払い、後日当該領収書等を当行にご提出いただく方法
ご注意事項	結婚・子育て資金の支払いをした年の <u>当行の年内最終営業日までに</u> 、本預金口座から引出す必要があります。	本預金を引出した年の年末(12月31日)までに、結婚・子育て資金の支払をする必要があります。
	<u>結婚・子育て資金の支払年月日（領収書等に記載される日付）が、口座からの引出日と同じ年（1月1日～12月31日とする1年間）であることが、非課税措置の適用要件となります。同じ年でない場合、引出金は結婚・子育て資金以外の支出とみなされ、贈与税の課税対象となりますのでご注意ください。</u>	
お引出し時の必要書類等	お通帳、お届けのご印鑑、①の場合は領収書等(原本)・費目の内容に応じた必要書類(戸籍謄本など)・『ちばぎん結婚・子育て資金贈与専用口座』に関する領収書等明細一覧兼確認書 ※現金で 200 万円超のお引出しの場合は、ご本人様確認書類が必要となります。	
領収書等のご提出	引出し時に領収書等(原本)及び費目の内容に応じた必要書類、「領収書等明細一覧兼確認書」を当行へご提出ください。	お通帳、領収書等(原本)及び費目に応じた必要書類、「領収書等明細一覧兼確認書」を領収書等に記載の支払年月日の翌年の3月15日までに当行へご提出ください。 <div style="background-color: yellow; border: 2px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <u>期限までにご提出いただけない場合、引出金は結婚・子育て資金以外の支出とみなされ、贈与税の課税対象となりますのでご注意ください。</u> </div>

※引出したご資金の一部または全部を口座に戻し入れることはできません。

◇領収書等記載の支払日と引出し日、領収書等の提出日の例（イメージ図）





※ 非課税措置の対象となる結婚・子育て資金の範囲

		非課税となる費目	非課税とならない費目
結婚 資金	婚礼	<p>受贈者の挙式や結婚披露宴を開催するために必要な費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場費</li> <li>・衣装代</li> <li>・飲食代</li> <li>・引き出物代 など</li> </ul> <p>※入籍日の 1 年前の応当日以降の支払が対象</p>	<p>受贈者の挙式や結婚披露宴を開催するための費用でないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・結納式に要する費用</li> <li>・婚約指輪、結婚指輪の購入費用</li> <li>・エステ代</li> <li>・新婚旅行代 など</li> </ul>
	家賃等	<p>結婚を機に受贈者が新たに物件を賃借する際に要した費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃料</li> <li>・敷金</li> <li>・共益費</li> <li>・礼金 など</li> </ul> <p>※賃貸借契約締結日以降、3 年後の応当日の前日までの支払が対象。また当該賃貸借契約日は入籍日の前後各 1 年の期間のものが対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受贈者以外が締結した賃貸借契約に基づくもの</li> <li>・駐車場代</li> <li>・地代</li> <li>・光熱費</li> <li>・家具の購入費</li> <li>・家電などの設備購入費 など</li> <li>・単身赴任先で一人で生活するために賃貸する家屋に関する家賃 など</li> </ul>
	引越し	<p>結婚を機に受贈者が新たな物件に転居するための引越費用</p> <p>※入籍日の前後各 1 年の期間内の転居に伴う支払が対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者の転居に係る費用</li> <li>・不用品の処分費 など</li> </ul>
子育て 資金	不妊治療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人工授精</li> <li>・体外受精</li> <li>・顕微授精</li> <li>・不妊治療に係る医薬品代※</li> <li>・その他一般的な不妊治療</li> </ul> <p>※処方箋に基づき調剤されるものに限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不妊治療のために遠隔地や海外に渡航する際の交通費や宿泊費</li> <li>・処方箋に基づかない医薬品代</li> </ul>
	妊娠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健法に基づく妊婦健診に要する費用</li> <li>・妊娠に起因する疾患の治療に要する費用および医薬品代（処方箋に基づき調剤されるものに限る）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健診や妊娠に起因する疾患の治療のために遠隔地や海外に渡航する際の交通費や宿泊費</li> <li>・明らかに妊娠に起因する疾患の治療とは言えない以下のもの</li> <li>○外傷（擦過傷、骨折等）の治療</li> <li>○美容外科治療、メディカルエステ、審美歯科治療</li> <li>○歯科矯正、視力矯正、聴力矯正</li> <li>・処方箋に基づかない医薬品代</li> </ul>

		非課税となる費目	非課税とならない費目
子育て 資金	出産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産のための入院から退院までに要した費用（分べん費、入院費など）</li> <li>・ 母子健康法に基づく産婦検診費用</li> <li>・ 出産に起因する疾患の治療に要する費用および医薬品代（処方箋に基づき調剤されたものに限る）</li> </ul> ※出産日以降、出産日の1年後の応当日の前日までの支払が対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産または出産に起因する疾患の治療のために遠隔地や海外に渡航する際の交通費や宿泊費</li> <li>・ 明らかに出産に起因する疾患の治療とは言えない以下のもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外傷（擦過傷、骨折等）の治療</li> <li>○ 美容外科治療、メディカルエステ、審美歯科治療</li> <li>○ 歯科矯正、視力矯正、聴力矯正</li> </ul> </li> <li>・ 処方箋に基づかない医薬品代</li> </ul>
	産後ケア	「産後ケア」に要した費用（6泊分または7回分を上限） ※出産日以降、出産日の1年後の応当日の前日までの支払が対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産後ケアのために遠隔地や海外に渡航する際の交通費や宿泊費</li> </ul> ※産婦検診費用および出産に係る母親の医療費は、産後ケアではなく出産にかかる費用に含まれる
	子の医療費	受贈者の子（小学校就学前の子に限ります）に要した医療費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治療費、予防接種代、医薬品代（処方箋に基づき調剤されるもの） など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子の医療のために遠隔地や海外に渡航する際の交通費や宿泊費</li> <li>・ 処方箋に基づかない医薬品代</li> </ul>
	子の育児	受贈者の子（小学校就学前の子に限ります）に要した育児費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入園料 ・ 保育料</li> <li>・ 入園のための試験に係る検定料</li> <li>・ 在園証明に係る手数料 など</li> </ul>	

非課税となる費目の内容、支払先など結婚・子育て資金の範囲に関するご質問等は、内閣府こども・子育て本部へお尋ねください。また、内閣府ホームページの結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置に関する「Q&A」や「別表」等もご参照ください。

※内閣府ホームページ <http://www8.cao.go.jp/shoushi/budget/zouyozei.html>



## ※ 領収書等について

### (1) 領収書等の種類

領収書等は原本をご提出ください。当行で内容を確認し、「特例適用済」のゴム印を押印した後、原本をお返しいたします。

#### ① 領収書

領収書には、支払年月日、金額、支払者、支払先の氏名（名称）及び住所（所在地）、摘要<sup>\*1</sup>が記載されていることが必要です。

#### ② 領収書以外の「支払の事実を証する書類<sup>\*2</sup>」

「支払の事実を証する書類」には支払日、金額、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）及び住所（所在地）、摘要<sup>\*1</sup>が記載されていることが必要です。

※1) 資金使途（例「〇〇代として」）の記入が必要です。

※2) 「支払の事実を証する書類」は、内閣府作成の「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置に関するQ&A」のQ3-3で例示されています。要件が不足する場合には振込依頼書等を合わせて添付することにより要件を明確にする必要があります。なお、当該添付書類も「支払の事実を証する書類」に含まれます。

### (2) 領収書等の誤りや必要な情報が記載されていなかった場合の対応

① 原則として領収書等の発行者（支払先）が修正・追記したうえで発行者（支払先）の押印が必要です。ただし、支払内容が確認できない場合、支払内容等のわかる明細書等を添付して補完することができます。

※治療内容の詳細など個人情報にかかわる書類の提出を強制するものではありません。

その場合、不必要な個人情報の箇所は黒塗りし、支払内容が対象の可否の判断に必要なものを提出してください。

② 領収書等に「住所」・「摘要」の記載漏れがあった場合の補筆の要否は下表の通りです。

	結婚関係費用			妊娠・出産・育児関係費用			
	挙式費用	住居費用	転居費用	妊娠費用	出産費用	子の医療費	子の育児に係る費用
支払先の住所	記載要 (補筆可)	記載要 (補筆可)	記載要 (補筆可)	補筆不要	補筆不要	補筆不要	補筆不要 (ベビーシッター等は記載要 (補筆可))
摘要（支払内容）	明細書等要	明細書等要	明細書等要	記載要 (補筆可)	記載要 (補筆可)	記載要 (補筆可)	記載要 (補筆可)

③ 婚姻の事実及びその年月日を証する書類が必要な場合で、領収書等の提出日までに婚姻の届出をしていないため戸籍謄本などを提出できない場合は、当行所定の書類と領収書等を合わせて提出し、領収書等に記載された支払年月日から1年を経過する日までに当行に戸籍謄本を提出することにより、非課税対象となります。ただし、期限までに戸籍謄本の提出が無い場合、当該領収書等の金額は贈与税の課税対象となります。

※領収書等のほか、費目の内容に応じて、戸籍謄本、住民票の写し、賃貸契約書の写し、

母子健康手帳の写しなど、領収書等と合わせてご提出いただく必要があります。

「領収書等」や「領収書等以外に必要な書類」についての詳細は、内閣府ホームページの結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置に関する「Q&A」や「別表」、「領収書等のチェックツール」をご参照ください。

※内閣府ホームページ <http://www8.cao.go.jp/shoushi/budget/zouyozei.html>

## 5. 本預金の結婚・子育て資金管理特約の終了

結婚・子育て資金管理特約は下記のいずれかに該当する場合、終了いたします（本預金はただちにご解約いただきますので、引き続きご利用になることはできません。）

- ① お孫さま等が50歳になられた場合
- ② お孫さま等が亡くなられた場合
- ③ 本預金の残高がゼロとなり、且つお孫さま等と当行とで特約を終了させることで合意した場合

上記①又は③の事由により結婚・子育て資金管理特約が終了した時点で、未提出の領収書等がある場合は、特約の終了した日の属する月の翌月末日までにご提出ください。

上記事由が発生して特約が終了した場合、本預金は解約していただきますので、お通帳、お届けのご印鑑、及びご本人確認資料をお持ちください。

## 6. 特約の契約期間中に贈与者が亡くなった場合の取扱い

契約期間中に祖父母さま等が亡くなられた際、亡くなられた時に結婚・子育て資金の支払に充てられていなかった残額がある場合、当該残高は祖父母さまから相続などにより取得したものとみなされ、相続税の課税対象となりますので、ご注意ください。

- ① 祖父母さま等が亡くなった場合、お孫さま等は速やかに当行窓口までお知らせください（別途、亡くなった事実の分かる公的書類をご提出ください）。
- ② 結婚・子育て資金のために支出した金額を確定するために、お孫さま等は、祖父母さま等の亡くなった日以前に支払われたことを証する未提出の領収書等がある場合は、速やかに当行窓口にご提出ください。
- ③ 当行は、お孫さま等からの届出を受け、祖父母さま等が亡くなった日をもとに、祖父母さま等が拠出した金額からお孫さま等が結婚・子育て資金のために支出した金額を引いた管理残額をお知らせいたします。

※管理残額は、他の遺産と合わせて相続税の計算を行うこととなりますが、実際の相続税申告の要否は他の遺産の金額の多寡により異なります。

※相続税の申告手続きは、お孫さま等において行うこととなりますので、所轄税務署にお問い合わせください。

※受贈者がお孫さま等の場合において、本制度を利用して贈与を受け贈与者が契約終了前に亡くなった場合は、受贈者の相続税額に20%加算されません（いわゆる「2割加算」の適用は受けません）。

## 7. その他ご注意事項

- (1) 本預金にお預け入れいただく前に支払われた結婚・子育て資金は、非課税措置の適用対象外となります。
- (2) 本預金から引出し後に結婚・子育て資金を支払う場合、引出し時にお支払先等をお聞きすることがございますので、予めご了承ください。また期限までに領収書等及び必要書類のご提出が無い場合、結婚・子育て資金管理特約が終了となった年に贈与があったものとして、贈与税が課税されます。
- (3) 前項5の①又は③の事由により結婚・子育て資金管理特約が終了した時点で、結婚・子育て資金非課税申告額から結婚・子育て資金支出額を差し引いた残額※がある場合は、その残額が、特約が終了した日の属する年に贈与があったものとして贈与税が課税されます。②の事由により特約が終了となった場合は、贈与税は課税されません（相続のお手続きが必要となります）。

※以下の部分の合計金額は残額として贈与税の課税対象となり、その年において他に贈与を受けた金額と合わせて贈与税の基礎控除額を超える場合や相続時精算課税の適用を受ける場合には、贈与税のご申告が必要です。

①預入金額のうち、お引出しをしなかった部分

②引出し金額のうち、次の部分

- ・結婚・子育て資金のお支払いに充当しなかった部分（年間のお引出し合計額が年間の領収書等の合計金額を超える部分を含みます）
  - ・結婚・子育て資金の支払いと引出しの年が異なる部分
  - ・結婚・子育ての支払いに係る領収書等及び必要書類を期限までにご提出いただけなかった部分
  - ・結婚に際して支出する費用で累計 300 万円を超える部分
- (4) 2013 年 4 月 1 日より、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」が施行されております。子の育児に係る費用については、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」と対象範囲が重複する部分がありますが、一回の支払いについて、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」と重複して適用をうけることはできません。
  - (5) 本預金は結婚・子育て資金管理特約が終了する場合を除き、ご解約いただくことはできません。また、口座の名義変更（婚姻等、預金者本人の氏名が法令にもとづき変更される場合を除きます）や、本預金の譲渡に係る契約を締結すること、本預金を担保に供することはできません。
  - (6) その他本預金の資金管理特約に反する取扱いがあった場合には非課税措置の対象外となる可能性がありますので予めご了承ください。また、この特約を変更する場合は、予め変更の内容および取扱いの期日を店頭に掲示し、その期日の到来とともに変更特約が発効するものとしします。

以 上